

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る論点整理

<前回改訂(2015年)から継続の論点>

ガイドライン目次	目次小項目	テーマ	項番	論点	NGO の考え方 <sup>(注1)</sup>	産業界の考え方 <sup>(注2)</sup>	JBIC/NEXI の考え方
—	—	—	1	【NGO 提言】 11. JBIC/NEXI は、常設の第三者機関（環境社会配慮助言委員会）を設置し、支援決定前の審査にあたって、助言を得ると同時に、支援決定後のプロジェクトの環境社会配慮に関する助言を得るべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現在、JICA には環境社会配慮助言委員会が設置されており、透明性とアカウントビリティの向上、環境社会配慮の向上等の成果が得られている。</li> <li>▶ 民間ビジネスの機動性を損なう等の懸念もあるため、試行的・選択的・効率的な運用も検討するべきである（例えば期間を限定した試行的設置を行い、特に慎重な環境社会配慮が必要なプロジェクトを選択的に助言対象とする等のアプローチも考えられる）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 環境社会配慮に対する助言に係る第三機関の設置はイコールフットिंगの観点から他国 ECA と整合性を保つことが必要と思われる。現状、他国 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知しておらず、仮にこうした機関・制度が導入された場合には、国際競争に晒され迅速な対応を求められる日本企業の海外ビジネス展開が阻害される懸念がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 他国 ECA において、ご指摘のような常設の第三者助言委員会を設置している機関は特にないと認識。</li> <li>▶ 助言委員会の設置は、民間ビジネスの機動性を損ない、本邦企業の競争力を失わせる等の懸念があることから、新たな助言委員会の設置は考えていない。</li> </ul>
第1部5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	2	【NGO 提言】 10. JBIC/NEXI は、カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書入手次第速やかに公開し、また JBIC/NEXI が自ら行なうモニタリング結果を公開するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 融資決定後のプロジェクト実施段階においても、環境社会配慮が適切に実施されているか、予期されていなかった環境社会影響が生じていないか等、プロジェクトの進行に伴う状況を継続的に把握できるよう、モニタリングに関する情報が適切に公開されていることが重要である。</li> <li>▶ 現行ガイドラインでは、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内で、本行ウェブサイト上で公開する」と規定されているが、この内容では、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないことになる。実際、現行ガイドラインの施行後、プロジェクト実施者によるモニタリング結果の JBIC/NEXI による公開は非常に限定的である。したがって、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合でも、最低限 JBIC/NEXI 自身のモニタリング確認の結果を日本で公開することが不可欠だと考える。</li> <li>▶ IFC は、影響を受ける住民に対してモニタリング結果の公開を要件としている（IFC パフォーマンススタンダード 1 para. 36）。ADB も同様の要件を定めている（ADB Safeguard Policy Statement page 16-18）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ JBIC/NEXI より支援を受ける商業ベースのプロジェクトは他国との厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることから、公開については一義的に扱うことは困難である。</li> <li>▶ 多くの ECA がモニタリング結果の公開を積極的に推進していない状況下で、JBIC/NEXI は可能なものについては公開しており、現行の対応はむしろ先進的といえる。</li> <li>▶ 現地において一般に公開されおらず、他国 ECA も公表していないモニタリング結果を公開する手続きの導入は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットिंगの原則が確保されなくなる虞がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 他国 ECA においても、ECA 自身によるモニタリング結果の公開はしておらず、イコールフットिंगの観点から、JBIC/NEXI が実施したモニタリング結果の公開は考えていない。</li> <li>▶ 他方、プロジェクト実施主体が実施したモニタリング結果については、そのモニタリング結果が実施国で一般に公開されている場合、JBIC/NEXI の HP で公開。</li> </ul>
第1部5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	3	【NGO 提言】 5. JBIC/NEXI は、国際的基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合、その背景・理由等を環境チェックレポートの結果に記載するなどの形で公開するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現行ガイドラインでは、「環境社会配慮の適切性を確認するための基準」について、「環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、（中略）その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する」とある。これらの国際基準やグッドプラクティス等はベンチマークとして参照するとされてきたが、どのように参照されたのか、また、乖離がある場合の背景・理由等は何であるかについては、説明の機会はなく不透明だったのが実状である。（事例：インドネシア・パタン石炭火力発電事業、インドネシア・チレボン石炭火力発電事業・拡張計画等）</li> <li>▶ 個別プロジェクトにおいて、これまでと同様、これらの基準等をどのように「適合」あるいは「参照」したかが明らかにされず、また、乖離がある場合の背景・理由等が説明されなければ、JBIC/NEXI がガイドラインの文言をどのように実践・運用しているのか、外部からは全くわからない状態が続くことが懸念される。また、こうした基準等の適合、参照状況について、全く説明がないことから、特に、当該プロジェクトの負の影響を懸念する現地住民や NGO などに対し、不用意な誤解や認識の相違による不信感を与える場合もあると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現状において、環境レビュー結果の公表は一部の ECA にとどまっておらず、JBIC/NEXI の情報公開は、むしろ先進的な位置づけにあると思われる。影響力の大きい国であっても実施していない ECA（Euler Hermes、USEXIM、Bpifrance 等）もあり、更に過度な手続きの導入は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットिंगの原則が確保されなくなる虞がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 他国 ECA では、環境レビュー結果の公開をしていない機関も少なからずあるところ、イコールフットिंगの考えに基づき、国際的基準等との乖離がある場合の結果の開示は考えていない。</li> </ul>

<p>第1部5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開</p>	<p>(2) 情報公開の時期と内容</p>	<p>情報公開</p>	<p>4</p>	<p>【NGO 提言】</p> <p>9. JBIC/NEXI が環境レビューにおいて環境関連文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 翻訳版の公開は、JBIC/NEXI の環境レビューの根拠となる文書について JBIC/NEXI としての説明責任・透明性を向上させる、また、審査に対する外部からの情報提供を得る観点から、重要な規定の一つである。</li> <li>▶ 現行ガイドラインでは、5. (2)「情報公開の時期と内容」「②環境レビュー時の情報公開」において「環境社会影響評価報告書等以外に当行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書の入手状況及び当該文書」の速やかな公開が規定され、また、「環境社会影響評価報告書 (ESIA) 等を含むこれらの文書の翻訳版も、借入人等から入手した場合は、この文書に該当」することが、ガイドライン FAQ で示されている。しかし、翻訳版は、通常プロジェクトの実施国での読者を想定していないため、現地において積極的に公開されているケースは稀である。翻訳版の公開については、現地で「一般に公開されている」場合ではなく、「JBIC/NEXI が環境レビューにおいて参照した場合」とするなど、ガイドラインの改訂が必要である。</li> <li>▶ JBIC/NEXI が日本語及び英語以外の言語で書かれた環境関連文書を公開した場合、日本のステークホルダーによる情報アクセスの面で問題が生じうることは否定できない。</li> <li>▶ 国際河川でのダム開発や国境近くでの火力発電所建設など、越境環境影響が懸念される場合、影響を受ける当該地域の住民が理解できる言語でも翻訳版を公開すべきである。</li> <li>▶ 温室効果ガス高排出案件等、開発事業の環境社会影響は地球規模で生じる場合があり、当該国の公用語に加え、少なくとも英語での公開を行い、アカウンタビリティ・透明性を確保すべきである。</li> <li>▶ 翻訳の正確性の保障が不可能である点については、注記を行うことで回避できる。JBIC/NEXI が参照する翻訳版と正本版に齟齬がある状態で、環境レビューが実施され、その齟齬が重大な環境社会影響に係る内容であった場合、JBIC/NEXI は当該事業の支援の判断においてリスクを背負うことになる。情報公開をすることによって、翻訳版がより多くのステークホルダーにより精査され、環境レビューの質が上がることのメリットも考慮すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 環境関連文書の翻訳版については、著作権の関係上、翻訳であっても公開にあたってはプロジェクト実施主体の承諾が必要と考えられる。また、仮に注記を付けたとしても、翻訳版に万一誤記がある場合や部分訳(費用対効果で必要部分のみ翻訳)を一般公開したことにより誤解を生ずる懸念について完全に払拭することは不可能であり、プロジェクト実施主体の承諾は到底得られるものではないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 他国 ECA においても、環境関連文書の翻訳版の公開を義務付けておらず、他国とのイコールフットイングの観点から、翻訳版の公開を義務付けることは考えていない。</li> </ul>
----------------------------------	-----------------------	-------------	----------	---	---	--	--

<新規の論点>

ガイドライン目次	目次の小項目	テーマ	項番	論点(見直しの必要性検討ポイント)	NGO の考え方 <sup>(注1)</sup>	産業界の考え方 <sup>(注2)</sup>	JBIC/NEXI の考え方
前書き	—	人権	5	<p>【NGO 提言】</p> <p>1. JBIC/NEXI は、公的機関として、支援対象のプロジェクトにおける人権保護の義務を有することを明記するべきである。</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、「前書き」において「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境(以下「環境」)に配慮」と規定され、また、第2部1.(3)「検討する影響の範囲」において「人権の尊重を含む社会的関心事項」と規定されている。しかし、JBICによる「人権保護」の義務については言及がない。</p> <p>➢ 「ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」(2011年)では、人権保護が国家の義務であることを明示している。また、原則4で「国家は、.....(中略).....輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関など、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業による人権侵害に対して、必要な場合には人権デューデリジェンスを求めるとを含め、保護のための追加的処置をとるべき」と規定している。</p> <p>➢ IFC では、『社会と環境の持続可能性に関する政策』para. 12において、国家による人権保護等の義務が明記されている。</p> <p>➢ OECD コモンアプローチ(2016)では、「ビジネスと人権に関する指導原則」について言及し、ECAが「人権及び基本的自由を保護するという既存の義務」について確認している。</p>	<p>➢ 産業界としても昨今の世界的な人権への配慮は重要な論点と認識している。</p> <p>➢ 「人権の尊重を含む社会的関心事項」は、既に環境ガイドラインにおいて検討を要する影響の範囲に含まれることが必要十分なレベルで記載されていると見られるものの、今後も外部環境変化について検討を続けることは有意義と思われる。</p>	<p>➢ 現行 JBIC ガイドライン第2部において、「検討する影響の範囲」で、調査・検討すべき環境への影響に「人権の尊重を含む社会的関心事項」が含まれることを既に規定している。NEXI ガイドライン別紙1においても同様の内容を規定している。</p> <p>➢ また、現行 JBIC ガイドライン前文において、環境社会配慮について、「人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮すること」と規定し、実務的にも人権面も含めた確認を行っている。NEXI ガイドライン2.基本方針においても同様の内容を規定し、人権面も含めた確認を実施している。</p> <p>➢ 提言にあるような人権保護に関しては国家の役割であるため、ガイドラインにはそぐわないものの、JBIC/NEXI としてもプロジェクトにおける人権面の配慮は重要なポイントと認識しており、国際的な議論や ECA の役割も踏まえた対応の必要性は理解。</p>
第1部4.環境社会配慮手続き(3)カテゴリ別の環境レビュー	—	非自発的住民移転	6	<p>【NGO 提言】</p> <p>6. 大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合、住民移転計画(必要に応じ生計回復計画を含む)の提出を JBIC/NEXI が環境レビューを行うための要件とするべきである。</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、4.(3)「カテゴリ別の環境レビュー」において「カテゴリAプロジェクトについては、借入人等から、以下の文書が提出されなければならない。当行は、これらの文書の提出を受けて、環境レビューを行う。① プロジェクトに関する環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書、② 大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合にあつては住民移転計画(必要に応じ生計回復計画を含む)、③ 先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合にあつては先住民族計画」と規定されている。しかし、住民移転計画等が提出されていないにもかかわらず、環境レビューが進められているケースが認められた。(事例:ベトナム・バンフォン1石炭火力発電事業)</p>	<p>➢ 住民移転計画等については、プロジェクト実施国が国家的な判断から策定する場合がありますが、第三国である我が国が住民移転計画等を入手することすらできないケースも予想されるため、一律の要件化は、実効性において相当程度の困難が伴うものと思われる。</p>	<p>➢ 住民移転計画は、プロジェクト実施国の当局が策定し、開示が望ましくない情報が含まれるなど、事業主体としても入手困難な場合があるものと認識しており、一律に求めることは難しい。</p>
第1部4.環境社会配慮手続き(3)カテゴリ別の環境レビュー	—	人権	7	<p>【NGO 提言】</p> <p>2. JBIC/NEXI は、環境レビューにおいて、環境社会配慮が適切に実行されるかどうかを確認するため、相手国国内・プロジェクト対象地域の人権状況(ステークホルダーによる認識も含む)を把握するべきである。</p>	<p>➢ プロジェクトが適切に実施されるためには、地域住民等のステークホルダーが十分な情報を元に事業の準備や実施における協議、被害の申し立てなどに関わることができなくてはならない。しかし、言論の自由などの自由権が十分に保障されていない場合、文化的に適切かつ双方向のプロセスに基づく意味ある協議や被害申し立ては困難となる。また、教育、保健医療などの社会権が十分に実現されていない社会においては、非自発的移転などによる影響が深刻になりがちである。したがって、適切な環境社会配慮がなされるかを確認するため、自由権及び社会権を含む人権状況についての基本的な情報が必要であると考えられる。さらに、プロジェクトの派生的・二次的な影響やライフサイクルに渡る影響を考慮する上で、相手国国内の全般的な人権状況が深く関わっているケースもあり、人権状況の把握が重要である。(事例:インドネシア・パタン石炭火力発電事業、ミャンマー・複合不動産開発・運営事業)</p> <p>➢ 現行ガイドラインでは、3.(2)「当行による環境社会配慮確認」において「当行は、環境レビューにおいて、本ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1)プロジェクト実</p>	<p>➢ プロジェクトのリスク管理の一環としても環境社会の観点からの配慮確認は重要と考えるが、現在の記載内容に準拠することで支援対象プロジェクトにおいて必要とされる人権面の対応は十分に可能であると理解している。</p> <p>➢ 国際スタンダードに準拠した環境社会配慮を行っている企業に対して追加的なプロセスを求めることは、他国 ECA とのイコールフットイング及び時間軸の観点からプロジェクト組成の負担になる可能性があるため、環境社会配慮面に加え、迅速なプロジェクト組成面も配慮した対応を考慮いただきたい。</p>	<p>➢ 現行 JBIC ガイドライン第2部において、「検討する影響の範囲」で、調査・検討すべき環境への影響に「人権の尊重を含む社会的関心事項」が含まれることを、既に規定している。NEXI ガイドライン別紙1においても同様の内容を規定している。</p> <p>➢ IFC PS 等の国際的な適合基準において、相手国国内・プロジェクト対象地域における自由権や社会権を含む広範な人権は確認対象とはされていないと認識。JBIC/NEXI としては、IFC PS に沿って、必要な情報を収集しつつ、対象プロジェクトに関連する人権に対する配慮確認を行っていく考えである。</p>

					<p>施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2)プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認する」と規定されている。しかし、自由権及び社会権に関わる人権状況の確認については特筆されていない。</p> <p>➢ IFC『社会と環境の持続可能性に関する政策』para. 12 では、人権に関して「顧客によるリスク・影響特定プロセスの水準や質に係るデューデリジェンスを実施する」ことが明記されている。</p> <p>➢ OECD コモンアプローチ para. 14 では、「プロジェクトに関連する深刻な人権影響が生じる可能性が高い場合、プロジェクトの環境社会レビューが特定の人権デューデリジェンスによって補完される必要性」に言及している。</p>		
第1部5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(1) 基本的考え方	情報公開	8	<p>【NGO 提言】</p> <p>7. JBIC/NEXI は、ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する情報提供があった場合、また情報提供の求めがあった場合、適切かつ速やかに回答するべきである。</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、5. (1)「基本的考え方」において「ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」、また「第三者に対し、求めに応じて当行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う」と規定されている。しかし、ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する懸念や要請等を書簡で受け取る、つまり、情報提供があった場合や情報提供の求めがあった場合でも、当該ステークホルダーへの返信を行っていないケースが散見される。問題の早期解決・改善のためにも、JBIC/NEXI はステークホルダーに適切な方法・様式で、速やかな回答をするべきである。(事例インドネシア・バタン石炭火力発電事業及びインドネシア・チレボン石炭火力発電事業・拡張計画、ベトナム・ハイフォン石炭火力発電事業)</p> <p>➢ 異議申立手続きでは、JBIC/NEXI との事前の対話を異議申立ての要件としているが、そもそも JBIC/NEXI からの返答がなければ対話は成立しない。</p>	—	➢ 後日、回答予定。
第1部5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	9	<p>【NGO 提言】</p> <p>8. JBIC/NEXI は、融資等に係る意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保できるよう、以下のタイミングで速やかに情報公開を行うべきである。</p> <p>(i) プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠は、借入人等によるスクリーニングフォームの提出を受けてスクリーニングを終了した後、かつ、カテゴリ A のプロジェクトについては実査を行う前</p> <p>(ii) カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトに係る環境社会影響評価報告書等の入手状況及び当該文書は、借入人等から当該文書の提出を受けた後</p> <p>(iii) 大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトにおける住民移転計画(必要に応じ生計回復計画を含む)、また、先住民族のための対策を要するプロジェクトにおける先住民族計画の入手状況及び当該文書は、借入人等から当該文書の提出を</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、5. (2)「情報公開の時期と内容」①総論において「情報公開は、原則としてウェブサイトにおいて、情報の入手後できるだけ速やかに行う」とされ、「②環境レビュー時の情報公開」において、スクリーニング結果の情報公開、環境社会影響評価報告書等の情報公開、環境社会影響評価報告書等以外の文書の情報公開に関する規定がある。しかし、スクリーニング結果の情報は、環境社会影響評価報告書等の情報公開と同じタイミングで公開されているのが実状である。またカテゴリAプロジェクトにおいて、スクリーニング結果の情報が公開されぬまま実査が行われているケースや、環境社会影響評価報告書等に係る情報が入手後速やかに公開されていないケースも散見される。問題の早期解決・改善のためにも、JBIC/NEXI はステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するため、これらの情報を速やかに公開することが重要であると考えられる。(事例:インドネシア・チレボン石炭火力発電事業・拡張計画、ベトナム・ギソン 2 石炭火力発電事業)</p> <p>➢ 大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクト、また、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合、住民移転計画(必要に応じ生計回復計画を含む)及び先住民族計画は、それらの提出が環境レビューを行うための要件である他、ガイドライン第2部において現地での公開が要件として規定されている。したがって、その入手状況及び当該文書は原則公開されるべきである。</p>	—	➢ 後日、回答予定。

				<p>受けた後</p> <p>(iv) 上記以外の環境社会配慮確認に係る文書のうち、プロジェクト実施主体者や相手国政府から情報公開について同意が得られた文書の入手状況及び当該文書は、借入人等から当該文書の提出を受けた後</p>	<p>▶ 上記以外の環境社会配慮確認に係る文書も、JBIC/NEXI の環境レビューの根拠となる文書の一つであり、JBIC/NEXI としての説明責任・透明性を向上させる、また、審査に対する外部からの情報提供を得る観点から、情報公開を積極的に行うべきである。したがって、JBIC/NEXI は、「プロジェクトの実施国で一般に公開されている」か否かを公開対象の基準とするのではなく、プロジェクト実施主体者や相手国政府に対して情報公開の重要性を説明し、同意を得られるよう努力するべきと考える。</p>		
第1部5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	10	<p>【NGO 提言】</p> <p>4. JBIC/NEXI は、CO2 換算で年間 2 万 5 千トン超の温室効果ガス排出が想定されるプロジェクトにおいて、意思決定前に推定排出量を定量化・公開するべきである。</p>	<p>▶ IFC パフォーマンススタンダード 3 para. 8 では、CO2 換算で年間 2 万 5 千トン超の温室効果ガスを排出するプロジェクトにおける GHG ガスの定量化を要件としている。また、IFC は当該プロジェクトの想定排出量を Environmental and Social Review Summary (ESRS) に含めて公開することが要件となっている (IFC Access to Information Policy para. 31)。</p> <p>▶ 赤道原則 (原則 10) では、プロジェクト操業期間中の年間 GHG 排出量が 10 万トン超の場合、毎年、排出量を公開することが要件となっており、年間排出量 2 万 5 千トン超の場合は公開を促すことになっている。</p>	<p>▶ 情報開示に際しては商業上の機密や競争環境に十分な配慮が必要であるとする。</p> <p>▶ データの正確性の確保を含め、過度な要求は本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットINGの原則が確保されなくなる虞がある。また、OECD 環境コモンアプローチにおいては定量化・公開の必要性についての要求はないものと理解している。</p>	▶ 後日、回答予定。
第2部1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	(5) 社会的合意及び社会影響	社会的合意	11	<p>【NGO 提言】</p> <p>12. 「保安要員の利用、あるいは、要請・黙認による当該国の軍・警察等の関与が、地域住民・労働者の安全や人権を侵害してはならないこと」を要件とするべきである。</p>	<p>▶ 現行ガイドラインの運用上、保安要員や軍・警察等による地域住民の安全や人権に係るリスクについては、どのような点で確認が行われているのか明確ではない中、軍・警察等が協議等に同席する場合に地域住民の表現の自由等の人権が侵害されているケースが散見される。地域住民の適切な参加を確保するため、保安要員や地域住民・労働者の安全等に係る規定について、ガイドライン (例えば、JBIC ガイドライン第 2 部 1.(5)) に明示的に盛り込むべきである。(事例: インドネシア・パタン石炭火力発電事業)</p> <p>▶ IFC パフォーマンススタンダード 4「地域社会の衛生・安全・保安」para. 12~14、また世界銀行 ESS 4 の para. 24~27 では、プロジェクトにおける保安要員等の使用に伴い生じるリスクに関して要件を規定している。</p>	<p>▶ 現行の環境ガイドラインでは、地域社会の安全、衛生、保安について検討する影響の範囲として十分と思われる内容が含まれており、あらたな要件の付加は特段不要と考える。また、OECD 環境コモンアプローチに準拠した内容が合理的であると思料する。</p>	▶ 後日、回答予定。
第2部1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	(5) 社会的合意及び社会影響	社会的合意	12	<p>【NGO 提言】</p> <p>13. 社会的合意の要件として挙げられている「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議」について、「地域住民等のステークホルダーとの文化的に適切かつ双方向 (操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態下での) の協議」とより具体的に明記し、要件とするべきである。</p>	<p>▶ 現行ガイドラインでは、第 2 部 1.(5) において、地域住民等のステークホルダーとの協議について「十分な協議」という協議の在り方に係る規定はあるものの、威圧や脅迫等の下で表現の自由など基本的人権が脅かされているケースにおいて、JBIC/NEXI が協議の在り方に係る問題点を認識していないケースが散見される。地域住民との意味ある協議を確保するため、ガイドラインに協議の在り方をより具体的に盛り込むべきである。(事例: インドネシア・パタン石炭火力発電事業、インドネシア・チレボン石炭火力発電事業・拡張計画等)</p> <p>▶ IFC では、パフォーマンススタンダード 1「環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理」para. 30 の中で、「効果的な協議」について「外的な操作、干渉、威圧、脅迫のない」「双方向のプロセス」であることが要件として規定されている。</p> <p>▶ 世界銀行 ESS 10 の para. 7 及び para. 22 では、「意味ある協議」が「文化的に適切な方法」による協議であり、また「双方向のプロセス」としての協議であることが示されており、その具体的な記述として、「操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない」協議であることが明記されている。</p>	<p>(項番 11 と同様)</p> <p>▶ 現行の環境ガイドラインでは、地域社会の安全、衛生、保安について検討する影響の範囲として十分と思われる内容が含まれており、あらたな要件の付加は特段不要と考える。また、OECD 環境コモンアプローチに準拠した内容が合理的であると思料する。</p>	▶ 後日、回答予定。

第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	(7) 非自発的住民移転	非自発的住民移転	13	<p>【NGO 提言】</p> <p>14. 非自発的住民に伴う移転・補償の合意にあたっては、「対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない」という文言は、また合意書は対象者に渡されていなくてはならない」ことを要件とするべきである。</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、補償に関する合意書については規定がなく、「対象者との合意の上で」という文言はあるものの、実際には、合意する際、つまり、合意書に署名をする際、対象者が合意書の内容を理解しないまま署名してしまうケースがこれまでにあった。そうしたケースの多くの場合、合意書、もしくは、その複写さえ、対象者の手元に残されていなかったため、後日、合意の内容を確認できず、曖昧なまま、正当な補償措置を受けられない対象者がいる。もしくは、その補償措置が正当であるかどうか確認できない状況がある。</p> <p>➢ 影響を受ける地域住民からの合意取得にあたっては、合意内容を対象者が理解していることが当然の前提であり、その正当性を確認するため、合意書が対象者に対して交付される必要がある。</p>	<p>➢ 国によって対応すべき状況が異なることが想定され、一義的に扱うことは困難と思われる。また、国際的水準を超える過度な要求は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットINGの原則が確保されなくなる虞がある。JBIC/NEXI のガイドラインにおいて参照すべき対象としている IFC など国際的基準に準拠した内容が合理的と思料する。</p>	➢ 後日、回答予定。
第2部 1.対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	(7) 非自発的住民移転	非自発的住民移転	14	<p>【NGO 提言】</p> <p>15. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る「補償の基準が公開され、一貫性をもって各損失資産に適用されなければならない」ことを要件とするべきである。</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、補償が「再取得価格に基づき」行われなければならないという規定はあるものの、再取得価格の算出根拠やその基準額(具体的な単価数値)の公開については規定がなく、補償対象である影響住民が算出根拠や補償基準を知る機会が確保されていない、つまり、補償対象者が補償額について適切に交渉するための情報提供が不十分であるケースが見られる。また、補償基準に一貫性がなく、同様の条件下にある補償対象者の間で補償受領額に不公平が生じているケースも見られる。したがって、不透明な補償交渉や汚職・不正を未然に防止するためにも、補償基準や算出根拠の公開が要件とされるべきである。(事例:インドネシア・パタン石炭火力発電事業)</p> <p>➢ IFC では、パフォーマンススタンダード 5『用地取得と非自発的移転』 para. 9 の中で、「移転の影響を受けるあらゆるコミュニティ及び個人に対し、補償基準が透明性のある状態で、一貫性をもって適用される」ことが要件として明記されている。</p> <p>➢ 世界銀行 ESS 5 の para. 13 では、補償基準が公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならないこと、また、補償の算出基準が文書化され、影響住民に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされることが求められている。</p>	<p>(項番 13 と同様)</p> <p>➢ 国によって対応すべき状況が異なることが想定され、一義的に扱うことは困難と思われる。また、国際的水準を超える過度な要求は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットINGの原則が確保されなくなる虞がある。JBIC/NEXI のガイドラインにおいて参照すべき対象としている IFC など国際的基準に準拠した内容が合理的と思料する。</p>	➢ 後日、回答予定。
—	—	—	15	<p>【NGO 提言】</p> <p>3. JBIC/NEXI は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)勧告に基づいて、気候変動のリスクと機会に関する情報を開示すべきである。</p>	<p>➢ JBIC は金融市場で債券を発行し、資金調達を行っていることから、投資家に気候変動リスク及び機会を説明する責任がある。国内外において大手金融機関の TCFD に基づいた情報開示は一般的になっており、JBIC の将来の安定的な資金調達を鑑みれば、早急に取り組むべき課題である。</p> <p>➢ JBIC 及び NEXI は TCFD の賛同機関である。</p>	—	➢ 後日、回答予定。

(注 1)以下の提出によるもの。

「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮ガイドラインの改訂に対する NGO 提言」(国際環境 NGO FoE Japan、「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、メコン・ウォッチ:2021年2月16日提出)

(注 2)以下の提出によるもの。

「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書」(一般財団法人エンジニアリング協会、一般社団法人日本貿易会、日本鉄道システム輸出組合、日本機械輸出組合:2021年4月20日提出)